

外部研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出により確保された財源
についての研究力向上に資する活用方針

令和3年6月18日
大学研究委員会決定

国立大学法人宮崎大学における外部研究費に係るPI人件費制度実施に関する申合せ第
6に基づき、宮崎大学における外部研究費の直接経費からPIの人件費を支出すること
により確保された財源の活用方針について、以下のとおり定める。

1. 目標

本学は、現代社会が直面する医学、農学、工学、人文社会科学等の分野の諸問題に取
り組み、独創的、萌芽的、学際的あるいは融合的研究によって得られた成果を基盤に、
人類・社会の持続的発展に寄与することために、本制度（PIの人件費から確保された
財源を本学が研究力向上のために活用する仕組みをいう。以下同じ。）を活用する。

2. 当該目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策

本制度により確保された財源については、次のために活用するものとし、その支給・
配分方法については、別に定める。

- (1) 本制度により人件費を拠出したPI自身への支援
- (2) 研究設備・機器および研究環境の整備に係る費用
- (3) イノベーション創出のための研究支援人材（URA等）雇用に係る費用
- (4) 若手研究者への支援

3. 本制度の活用にあたっての留意事項

- (1) 直接経費の使途については、研究の着実な遂行のためPIが判断するものであり、
本学が支出について強制するものではない。
- (2) 本方針についてはPIの意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行う。